

LEADBRAIN TIMES

[AUGUST 2023]

会社経営に必要なひと、お金、目標を相談できるパートナーでありたい

vol. 039

MONTHLY COLUMN
今月のお役立ちブレインいよいよ始まる
"インボイス制度"
総まとめ働き方改革推進支援助成金
(労働時間短縮・年休促進
支援コース)大阪・宇都宮・東京で
リードブレインセミナー
を開催しました！MONTHLY RECOMMEND
今月のおすすめ飲食店
麵屋宗 中目黒店

この夏、皆様体調はいかがでしょうか？今年は連日の猛暑が続き、日本はもはや亜熱帯地域になったのではないかと感じられるほどです。亜熱帯といえば東南アジア地域が想像されますが、当社のクライアントも昨今、東南アジアへの進出予定の企業が増加中です。人口減少ステージに入った日本と比べ、東南アジアのマーケットは今後どうなっていくのでしょうか？

東南アジア地域は経済成長が高く、人口規模も大きいことから、多くの企業がこの地域に注目しています。東南アジアは急速に成長している市場であり、多くの国々で若い人口層が多く、これは大きな市場としての潜在力を持つ要因です。若い人々の消費行動や購買力が増加しており、新たなビジネスチャンスを生み出しています。労働力人口は国の経済力を支える最も重要な要素です。この労働力人口の将来性が最も高く期待されるのが、インドや東南アジアといえるのでしょうか。21世紀はアジアの時代と言われる所以もここにありまます。

そんな魅力的なマーケットが身近にある我々がそれを活かさない手はないと思います。端的に言えば【アジアグローバル化】を進めていくべきだと思います。もちろん業種によっての違いはあれど、これからの自社の成長においてアジアの要素を取り入れることがプラスの会社のほうが多いはずで。

自分の伝えたい【アジアグローバル化】とは、何も海外・現地に進出して事業を行うことだけを推奨しているわけではありません。もちろん成

長著しいアジアマーケット自体で商売をすることも一つですが、その恩恵を受けて、所得水準の上がった、アジアの国々の方々を受け入れる事業を日本で行うことも、大きな【アジアグローバル化】の一つです。いわゆるインバウンド対策です。インバウンド消費はコロナ前で約4兆円あり、現在この水準を越す勢いとなっております。円安傾向であるのもその要因ですが、今後ますます増え続けるでしょう。その中でも個人的にはいままでは数少なかった、東南アジアの方々にインバウンドターゲットを合わせたビジネスも面白いと思います。

また、東南アジアの方々を日本での労働力として考えるのも【アジアグローバル化】の一つです。言うまでもなく、労働力不足による人手不足は今後半永久的に日本では続きます。そこで、東南アジアの方々に働き手として参画してもらおうのです。ただ、ご注意くださいのは、以前のように安い労働力をアジアから輸入という考え方ではダメです。もはや所得水準が上がったアジアの方々を安く働かせるのは今後はほぼ不可能です。※法律的にも厳しく規制されます。そうではなくて、日本ではなかなか採れないアジアの優秀な頭脳を取り入れていくのです。高度成長期のアジアの人材はモチベーションも高く、優秀な人材がどんどん創出されております。成熟社会の日本で、我々中小企業が日本人のそういった人材を確保するのは至難の業です。ただいまならまだまだアジアの優秀な人材を確保できますので、先行投資をしてアジア人材の確保を採用戦略の一つとして考えてみてください。

いよいよ始まる ”インボイス制度”総まとめ

いよいよ2023年10月1日から、インボイス制度が始まります。今回はインボイス制度総まとめとして、制度の概要や事業者の負担軽減のための経過措置について、解説いたします！

インボイス制度概要まとめ

インボイス制度とは2023年10月1日に開始される消費税の仕入税額控除に関する制度です。課税事業者が仕入税額控除を受けるには、インボイス登録事業者からの**適格請求書**が必要となります。

インボイス = 適格請求書



▼ インボイスの記載事項

請求書		1
6	△△商事(株)	登録番号 T01234...
11月分 131,200円		××年11月30日
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,200円

※軽減税率対象

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜または税込)及び**適用税率**
- 税率ごとに区分した**消費税額等**
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※記載事項を満たしていれば、請求書/納品書/レシートなど書式はなんでもよい

登録事業者になるには(要登録)

✓ 課税事業者であること

✓ 税務署から登録年月日、登録番号が交付される

✓ 登録されると**国税庁適格請求書発行事業者公表サイト**に掲載される

✓ 対応する**会計システムの整備**や取引先への通知

⚠ 登録は任意

- ✓ 取引先＝販売先が**一般消費者の場合**は取引先が仕入税額控除をしないので必ずしも登録する必要はない
- ✓ これまで免税事業者であった場合、登録して課税事業者となることにより発生する税負担を踏まえて検討(但し経過措置あり※下記参照)

登録フローとスケジュール

STEP1

e-taxまたは納税地管轄のインボイス登録センターへ申請

STEP2

2023年9月30日までに申請すれば、2023年10月1日から登録事業者として扱われる

STEP3

現在免税事業者の場合は、併せて10/1から課税事業者になる申請をする。

インボイス制度・負担軽減/経過措置

各方面に影響が大きい為、2029年までは様々な経過措置/負担軽減措置が用意されています。

売り手(登録事業者)

✓ 2割特例

制度開始時以降に免税事業者から課税事業者となった場合、**2026年9月末までは、納める消費税が仕入税額控除後の税額ではなく売上税額の2割**でよい。

※簡易課税の場合のみなし仕入れ率と比較し検討

✓ 少額な返還インボイスの交付義務免除

返品・値引の際に必要な「適格返還請求書」を、返還などに係る税込み価格が1万円未満である場合には交付不要とする。

※適用期限なしの恒久措置

買い手(課税事業者)

✓ 仕入先が適格事業者でなくても一定割合の仕入税額控除ができる特例

取引先	2023 10.1	2026 9.30	2029 9.30
適格事業者	100% 控除		
免税事業者等	100% 控除	80% 控除	50% 控除
			控除できない

✓ 少額特例

年間の課税売上高が1億円以下または特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者であれば、**税込1万円未満の仕入れはインボイスなしで仕入税額控除**ができる

※特例施行期間: 2023.10.1～2029.9.30



今回はインボイス制度について解説いたしました。制度が複雑なため、早めに10月の制度開始に備えましょう。リードブレンでは、インボイス制度への対応にも活用できるIT導入補助金の申請サポートも行っております！
ご興味がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせはこちら /



働き方改革推進支援助成金 (労働時間短縮・年休促進支援コース)

働き方改革推進支援助成金は、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減等に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。



支給対象となる事業主

支給対象となる事業主は、次のいずれにも該当する中小企業事業主です。

- ✓ 労働者災害補償保険の適用事業主であること
- ✓ 全ての対象事業場において、交付申請時点で、**年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。**
- ✓ 交付申請時点で、「成果目標」1から3の設定に向けた条件を満たしていること。

支給対象となる取り組み

いずれか1つ以上実施する必要があります。

- 1 労務管理担当者に対する研修
- 2 労働者に対する研修、周知・啓発
- 3 外部専門家(社会保険労務士、中小企業診断士など)によるコンサルティング
- 4 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 5 人材確保に向けた取り組み
- 6 労務管理用ソフトウェアの導入・更新
- 7 労務管理用機器の導入・更新
- 8 デジタル式運行記録計(デジタコ)の導入・更新
- 9 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新
(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト、運送業の洗車機など)

⚠ 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」1から3のうち1つ以上選択し、その達成を目指して実施してください。



1 時間外・休日労働時間数の縮減

全ての対象事業場において、令和5年度又は令和6年度内において有効な36協定について、時間外・休日労働時間数を縮減し、月60時間以下、又は月60時間を超え月80時間以下に上限を設定し、所轄労働基準監督署長に届け出を行うこと

2 年次有給休暇の計画的付与

全ての対象事業場において、年次有給休暇の計画的付与の規定を新たに導入すること

3 時間単位の年次有給休暇と特別休暇の規定の導入

全ての対象事業場において、時間単位の年次有給休暇の規定を新たに導入し、かつ、特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇)の規定をいずれか1つ以上を新たに導入すること

上記の成果目標に加えて、**対象事業場で指定する労働者の時間当たりの賃金額の引上げを3%以上行うこと**を成果目標に加えることができます。

支給額

取組の実施に要した経費の一部を、成果目標の達成状況に応じて支給します。

A 成果目標 ① から ③ の上限額 および賃金加算額の合計額



B 対象経費の合計額 × 補助率 3/4 ※

※ 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で6から9を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

▼ A の上限額

成果目標 ① の上限額		
事業実施後に設定する 時間外労働時間数等	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、 時間外労働時間数等を 月80時間 を超えて 設定している事業場	現に有効な36協定において、 時間外労働時間数等を 月60時間 を超えて 設定している事業場
時間外労働時間数等を 月60時間以下 に設定	200 万円	150 万円
時間外労働時間数等を 月60時間を超え、月80時間以下 に設定	100 万円	-

成果目標 ② 達成時の上限額 **25**万円

成果目標 ③ 達成時の上限額 **25**万円

なお、賃金額の引上げを成果目標に加えた場合の加算額は、指定した労働者の賃金引上げ数の合計に応じて、下記の表のとおり、上記上限額に加算する。なお、**引き上げ人数は30人を上限とする。**

▼ 賃金額の引上げを成果目標に加えた場合の加算額

常時使用する労働者数が**30人を超える中小企業事業主**の場合

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)

常時使用する労働者数が**30人以下の中小企業事業主**の場合

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)
5%以上引き上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)

締め切り

申請の受付は**2023年11月30日(木)まで(必着)**です。(なお、支給対象事業主数は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に受付を締め切る場合があります。)

助成金申請サポートサービス

複雑で手間のかかる助成金申請を、受給可否や受給可能額の診断から、就業規則の作成・改訂、書類の作成・申請までトータルサポートいたします。お気軽にご相談ください！

【助成金申請サポート料金/申請1件につき】

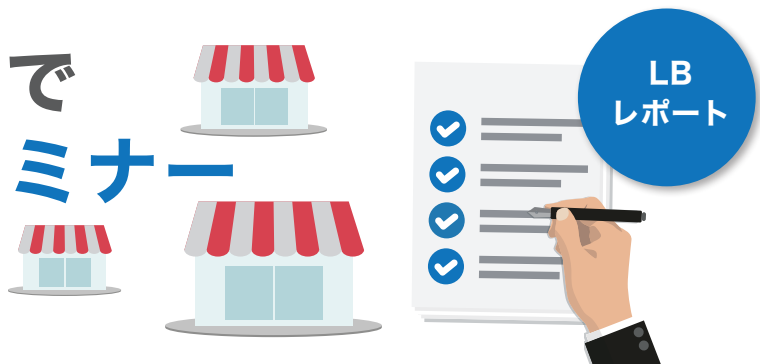
▼ 成功報酬

- ・申請時 申請額の10% ※不支給時は返還
- ・交付決定時 申請額の10%
- ・計画書作成等 30,000円/件
(助成金申請に伴う計画書等の提出)

※ 交付決定された場合は、助成金受給額に関わらず最低報酬として10万円(税抜)頂きます。
※ リードブレンと顧問契約のないお客様については別途ご案内いたします。



大阪・宇都宮・東京で リードブレインセミナー を開催しました！



セミナータイトル

＼ 飲食事業者/経営者・幹部向け /

これからどうする飲食業経営！

アフターコロナの飲食業の
経営戦略を考える！



開催の概要について

6月13日(大阪)・27日(宇都宮)・28日(東京)にて、当社初のリードブレイングループ主催セミナーが開催されました。会場まで足を運んでくださったみなさま、本当にありがとうございました。今回は、「【飲食事業者/経営者・幹部向け】これからどうする飲食業経営！！～アフターコロナの飲食業の経営戦略を考える！～」というテーマでセミナーを開催。飲食店へのコロナの影響は、徐々に落ち着いてきましたが、現在も**多くの悩みを抱える経営者様のお力になりたい**と思い、開催を決意しました。第1部では「飲食業経営のお金のお話」、第2部では「飲食業経営の人のお話」を当社代表の皆川知幸が登壇し、お話しさせていただきました。



第1部「飲食業経営のお金のお話」

「飲食業経営のお金のお話」

- 1 自社の現状財務の把握
- 2 キャッシュアウトを防ぐ
- 3 金融機関対策
- 4 公的制度の活用
- 5 業態を考える



第1部の「飲食業経営のお金のお話」では、「**カネの問題に直面した時に考える5つのステップ**」をもとに講演を行いました。1:自社の現状財務の把握では、損益計算書や貸借対照表を簡単に見るポイントなどの説明を行いました。例えば、貸借対照表の内容を理解する際、「**4つのポイント**」がとても大切です。①現預金と有利子負債のバランス ②自己資本と他人資本のバランス ③資本金と利益剰余金のバランス ④資産の部のウソを把握する **資料の内容を理解することは難しいと思われがちですが、ポイントをつかめば難しくないことをお伝えできたと思います。**

✓ 4つのポイントのみ チェック バランスをみる

資産の部		負債の部	
I 流動資産	410,500	I 流動負債	278,250
現金・預金	30,000	支払手形	7,000
受取手形	120,000	買掛金	180,000
売掛金	250,000	短期借入金	40,000
前払資産	60,000	買入引当金	3,200
その他の流動資産	30,000	未払法人税等	30,050
貸倒引当金	▲4,500		
II 固定資産	155,900	II 固定負債	86,800
(有形)固定資産	80,000	長期借入金	86,800
建物	45,000	繰上返済引当金	20,000
車	2,000	負債の部 合計	365,350
土地	4,000		
(無形)固定資産	36,000	I 株主資本	20,000
ソフトウェア	1,600	2 資本剰余金	1,000
(投資有価証券)	60,000	(1) 資本準備金	1,000
投資有価証券	36,000	3 利益剰余金	267,050
その他の投資等	29,300	(2) 利益準備金	186,000
		繰上返済引当金	81,050
III 繰越資産	4,000		
前年度繰越	4,000	繰越資産の部 合計	288,050
資産の部 合計	455,400	負債・株主資本の部 合計	653,400

①現預金と有利子負債のバランス
借金全額返したらどのくらい
残るんだろ？

②自己資本と他人資本のバランス
今まで作った資産は他人の
おかげ？自分の力？

③資本金と利益剰余金のバランス
今まで会社作ってどのくらい
儲けた？損した？

④資産の部のウソを把握する
(短期貸付金、開業費、仮払金)
銀行から突っ込まれる準備しよ



第2部「飲食業経営の人のお話」

第2部の「飲食業経営の人のお話」では、「**人の問題に直面した時に考える5つのステップ**」をもとに講演を行いました。

3:労働環境整備(トラブルに強くなる)では、実際のトラブル事例やその対処法について話を行いました。労働環境整備のよくあるトラブルとして、未払い残業代請求/労働時間管理/ハラスメント問題があげられます。例えば、昨年、大手外食チェーン店がアルバイト社員に「1分単位で労働時間の精算をするよう賃金請求された」といったニュースが報道されました。その対処法として「**ルールをしっかりと明確にしておく**」ことが大切であるとお話ししました。トラブルがおきてしまう前にしっかりと対策を行っておくべきだとお伝えできたと思います。



参加者からの感想

流行りの業務委託制度
についてもっと知りた
くなった

インボイス制度について
詳しく知れて良かった

専門家の話を直接
聞けて良かった

幅広いお話を聞くことが
でき、知識も増え、経営
に関する不安が減った

セミナー担当より セミナーを終えて…



今回、当社初となるリードブレイングループ主催セミナーを開催いたしました。コロナが落ち着いてきた現在も、まだ多くのお悩みを抱える経営者様のお力になれるよう、我々が提供できる情報をどう伝えていくかセミナー直前まで考案し続けました。今後も当社では、**このようなセミナーや勉強会を通して、経営者様に有意義な情報を発信してまいります。ご興味がある方は是非お気軽にお声掛けください！LINEやFacebookの登録もよろしくお願いいたします！**

公式LINE登録
はこちら



リードブレイングループ

TEL:03-5835-2805

【受付時間】平日 10:00～17:00

WEBからの
お問い合わせはこちら



LB広報部チョイスの
今月のおすすめ店



今月の担当:A・N

麺屋宗 中目黒店

日本一に輝いたお店のラーメン!! 黄金スープのお味は…?

中目黒駅の正面改札を降りて、目黒方面の都道線沿いに約徒歩3分。そこには休日のお昼から行列が…そんな行列を作っているのが「麺屋宗 中目黒店」。麺屋宗は「日本一にも輝いた塩ラーメン」が食べられると話題のお店で、高田馬場と中目黒に2店舗お店を構えています。今回ご紹介する中目黒店は、カウンター席が10席ほどある、ウッド調で綺麗なお店。女性一人でも入りやすいラーメン屋さんです。お品書きは、らぁめん(塩・醤油・鶏白湯)つけ麺(塩・醤油・鶏白湯)チャーシュー丼などなど…嬉しいのが、平日ランチお得セットがあることや麺の大盛・ライスが無



料なことです。「どれも、美味しそう…。」悩みに悩み、食券を購入。ラーメンを待つこと約10分。熱々なラーメンが運ばれてきました! 私が迷ったあげく頂いたのは「全部のせらぁめん(鶏白湯)」です。日本一の塩ラーメンもいけれど、ちょっとこってり系を食べたい気分でした(笑)そして、贅沢に全部のせに…まずは、キラキラと黄金に輝くスープを一口、名古屋コーチンのうまみが凝縮していて濃厚だけど、後味がすっきり。麺は、太すぎず細すぎないスープがよく絡むちぢれ麺。チャーシューは炙られていて香ばしくご飯にもよく合いそう…そして、メンマは独特な臭みがなく柔らかい…今まで食べたことのないメンマで感動しました。ラーメンはダイエットのために月に2回までと決めている私ですが…大満足! 幸福になれる至福の一杯でした♪「次は、塩ラーメンにもチャレンジしてみたいなあ…」幸福になりたいみなさん、是非召し上がってみてください! (笑)

麺屋宗 中目黒店

〒153-0061東京都目黒区中目黒3-5-33 オークヴィラ中目黒 102

MONTHLY NEWS 今月のお知らせ

リードブレイン LINE 公式アカウント 好評配信中!

忙しい経営者のあなたへ /



最新のお役立ち情報
をリアルタイムでお届け



1対1のLINEトークで
いつでも気軽に相談



お友だち登録方法

お友達登録はこちら /

[友達追加] → [QRコード]

→ 右のQRコードを読み取る

もしくはLINEアプリ内の公式アカウント一覧
検索から「リードブレイングループ」を検索



LEAD BRAIN

経済産業省認定 経営革新等支援機関
リードブレイングループ

リードブレイン株式会社
リードブレイン社会保険労務士法人
リードブレイン行政書士法人

TOKYO OFFICE 〒101-0027 東京都千代田区神田平河町1 第3東ビル301
TEL 03 5835 2805 FAX 03 5835 2825

NAGOYA OFFICE 〒466-0051 愛知県名古屋市中区昭和区御器所 3-10-5 3階
TEL 052 890 7841 FAX 052 890 7845